

入札注意事項(指名競争入札用)

＜電子入札・建設工事用＞

1. 次の各号に該当する入札は無効とする。なお、(2)に該当する場合は、原則として指名替えを行うものとする。
 - (1) 入札者として資格のない者のした入札(指名通知後、落札決定までの間に、大分県が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格を有するものに対する指名停止措置要領(以下「要領」という。))に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。)
 - (2) 会合を行ったと認められる者のした入札(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、原則として談合があったものと認定する。)
 - ① 落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合
 - ② 入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は入札金額費内訳書に不自然な事実がある場合
 - ③ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
 - (3) 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札
 - (4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
 - (7) 郵送による入札
 - (8) 知事が指定する認証方法を用いない者のした入札
 - (9) 契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
 - (10) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった(配置予定技術者の配置が困難となった場合等)。」旨の申し出があった者のした入札
 - (11) 入札金額内訳書の提出がない入札
 - (12) 提出された入札金額内訳書に不備があり審査基準に該当した場合
 - (13) 関連会社が参加している者のした入札(※同一の入札において、関連会社が指名されている場合は、1者のみが入札に参加し、他者は入札を辞退すること。)
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (i) 資本関係
 - ① 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
 - (ii) 人的関係
 - ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。
ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。
会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。
なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。
 - ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。
また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
2. 落札決定後における落札決定の取消し又は契約解除の取扱い
 - (1) 契約担当者は、落札決定後に落札者が要領に基づく指名停止措置を受けた場合(指名停止要領に基づく指名措置要件に該当するに至った場合を含む。)において、指名停止措置に係る事実が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。
 - (2) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が競争参加資格者の資格を満たさなくなった場合は落札決定の取消し又は、契約の解除を行うものとする。
 - (3) 契約担当者は、契約締結後に契約者が競争参加資格の資格を満たさなくなった場合は契約の解除を行うことができるものとする。
 - (4) 落札候補者、落札者、契約者は、指名通知後、要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った時は、契約担当者へ速やかに申し出ること。また、1の(1)の入札の無効又は2の(1)から(3)までの落札決定の取消し若しくは契約の解除に伴う損害賠償について、契約担当者はその責を一切負わないものとする。
3. 入札回数は原則として2回までとし、落札者がいない場合は、随意契約又は指名替に移行するものとする。
ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効である者は、2回目の入札に参加できないものとする。
4. 設計書閲覧には印鑑持参のこと(電子閲覧の場合は不要)。
5. 入札保証金 免除
6. 最低制限価格等の取扱い 最低制限価格適用
7. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8. 入札を辞退する者は、入札書提出締切期限までに辞退届を提出すること。ただし、入札書を提出した後は、辞退届の提出は認めない。
9. 辞退を理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
10. 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ申し出ること(※入札は無効として取り扱う。)).
なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
11. 入札者が1者の場合は、原則として開札を行わず、入札を取り止めるものとする。
12. 電子入札の取扱いについては、大分県電子入札運用基準によるものとする。